

公立学校共済組合京都支部で保有する個人情報の取扱いに
関する細則

平成17年4月1日実施

(趣旨)

第1条 この細則は、公立学校共済組合個人情報保護規程（平成17年3月16日制定。以下「規程」という。）第26条の規定に基づき、公立学校共済組合京都支部（以下「支部」という。）が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定める。

(情報管理者及び情報管理補助者)

第2条 規程第3条第3項の規定に基づく、支部の情報管理者及び情報管理補助者並びにこれらの職務は別表のとおりとする。

(委託契約)

第3条 個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合は、規程第13条の規定に基づき「個人情報の保護の関して契約書に盛り込むべき内容」（別紙1）を明記した契約書により契約を締結しなければならない。

(非常勤職員との契約)

第4条 正職員以外の職員については、個人情報の秘密保持及び安全管理の遵守に関する事項を定めた「個人情報保護誓約書」（別紙2）をもって個人情報保護に関する契約を締結しなければならない。

(利用目的の変更手続)

第5条 利用目的を変更する場合にあっては、当該利用目的の変更について情報管理者の決裁を受けるものとする。

(利用目的の公表)

第6条 支部が保有する個人情報の利用目的については、規程第6条第2号及び第9条第4項各号に該当するものを除き、広報紙等により公表する。

2 前項の規定は、利用目的を変更した場合についても、適用する。

(支部における窓口)

第7条 個人情報の取扱いの苦情に関する相談の受付等を行う窓口は、事務局、各支所及び各所属所の分掌による。

(本人等からの開示、訂正等、利用停止等に係る手続)

第8条 保有個人データの開示、訂正等、利用停止等の申出等が前条に定める窓口にあった場合は、次のとおり行うものとする。

(1) 当該申出に係る個人データを保有している事務局、各支所及び各所属所は、申出を行った者から規程の別紙様式第1号の「個人情報の利用目的の通知・開示・訂正

等・第三者提供停止申出書」(次号において「申出書」という。)を提出させ、当該申出があった日及び申出の内容等を、「個人情報の開示等台帳」(別紙3の1)又は「個人情報の訂正等台帳」(別紙3の2。以下「台帳」という。)に記載する。

(2) 各所属所及び各支所で申出を受け付けたときは、申出書に台帳を添付し、事務局に回送する。

(3) 事務局は、本人等から申出書が提出されたときは、情報管理者の決裁を受けた上で、本人等からの申出に応じて規程第20条の規定により規程の別紙様式第2号から第7号までのいずれかの様式により本人等に通知するとともに当該通知日及び内容等を台帳に記載し、保管する。

(開示等の申出に対する決定に係る期間の延長)

第9条 規程第20条第2項の期間延長は、「申出に係る決定期間の延長通知書」(別紙4)により通知する。

(委託先からの実施状況の報告)

第10条 委託する契約期間が3か月を超えるものについては、個人データの安全管理に関する報告を委託先から必要に応じて受けるものとする。

(磁気媒体の種類及び手数料)

第11条 規程別表第2に掲げる磁気テープ、磁気ディスクその他の電磁的記録媒体(次項及び第10条においては「電磁的記録媒体」という。)は、次の各号に掲げる媒体に限るものとし、当該各号の区分に応じ、それぞれに定める額を負担するものとする。

(1) フロッピーディスク又はCD-R 100円

(2) 光磁気ディスク 700円

2 電磁的記録媒体は、原則として開示等の申出者が持参するものとする。

(個人情報に記載されている文書の管理等)

第12条 個人情報に記載されている文書の管理又は廃棄については、次のとおり行わなければならない。

(1) 個人情報を含む文書の処理及び決裁等については、公立学校共済組合京都支部組織及び業務規程(昭和57年4月20日制定)及び公立学校共済組合情報セキュリティポリシー(平成15年3月25日制定)に定めるもののほか、組合の諸規程に定めるところにより処理するものとし、個人情報が漏洩することのないよう適正に保管する。

(2) 個人情報が含まれる文書及び電磁的記録媒体廃棄に当たっては、焼却や溶解等、個人情報の復元が不可能な形にして廃棄する。

(3) 前号に規定する廃棄業務を第三者に委託する場合は、個人情報の取扱いに関する外部委託と同様、別紙1に掲げる事項を明記した内容の契約書を作成し、契約を締結する。

(4) 第2号に規定する廃棄処理に当たっては、当該廃棄を行う者、廃棄内容等を記載

した「個人データ廃棄簿」(別紙5)により決裁を受けるものとする。

(研修等)

第13条 規程第23条の規定に基づき情報管理者は、毎年度個人情報の保護に関する研修計画を策定し、実施するものとする。また、研修を行った場合は、その実施履歴を管理する。

(実施状況の調査)

第14条 規程第24条の規定に基づき情報管理者は、毎年度個人情報の保護の取組状況に関する調査計画を策定し、実施するものとする。

付 記

この細則は、平成17年4月1日から実施する。

付 記

この細則は、平成20年4月1日から実施する。

別 表

	区 分	該当職員	職 務
支 部	情 報 管 理 者	事務局長	支部の保有する個人情報及び個人データの運用について管理し、情報管理補助者の職務を監督するとともに、規程第5条第1項に規定する事故報告を行うものとする。
	情報管理補助者	各副課長 各支所次長	各担当及び各支所が取り扱う個人情報の保護に関し、担当職員を指導する。
所 属 所	情 報 管 理 者	各所属所長	各所属所が保有する個人情報及び個人データの運用について管理し、規程第5条第1項に規定する事故報告を行うものとする。